

保 護 者 様

市 川 市 教 育 委 員 会
学 校 教 育 部 義 務 教 育 企 画 課
課 長 川 野 辺 修

令和 9 年度新入学生からの新田 1 丁目及び新田 5 丁目における
中学校の「特定地域選択制」導入について

日頃より、市川市の教育行政にご理解、ご協力いただきましてありがとうございます。

市川市では、住民登録地を基準に指定された学校に通学することが原則であり、新田 1 丁目及び新田 5 丁目にお住まいの方は、第一中学校を指定中学校としております。

このたび、令和 8 年 5 月にお知らせしたとおり、令和 9 年度新入学生からは第二中学校への「入学時に兄弟が在籍している場合のみ、指定学校変更申請が可能」となる制限を設けましたが、新田 1 丁目及び新田 5 丁目にお住まいの方につきましては、第一中学校までの通学距離や通学時間を検討した結果、「特定地域選択制」を導入することといたしました。

新田 1 丁目及び新田 5 丁目にお住まいの方につきましては、令和 9 年度新入学生より、入学する中学校を第一中学校または第二中学校のいずれかから選択することができます。

なお、新入学生における指定学校変更の制限につきましては、10 月下旬に新入学生の各家庭へ送付予定の入学通知書にてお知らせいたします。

また、特定地域選択制の手続きの詳細につきましては、該当地域である新田 1 丁目及び新田 5 丁目にお住まいの方へ送付する入学通知書と合わせてお知らせいたしますのでご承知おきください。

記

1. 特定地域選択制を導入する地域

新田 1 丁目及び、新田 5 丁目

2. 新田 1 丁目・新田 5 丁目の指定中学校及び選択可能中学校

○指定中学校 : 第一中学校

○選択可能中学校 : 第一中学校または第二中学校

3. 手続き

- ・第二中学校への入学を希望される場合は、10 月下旬に送付いたします入学通知書と合わせて、手続きについてお知らせさせていただきますので、入学通知書に記載の期日までに、必ず申請をお願いいたします。
- ・手続きをされた方には、第二中学校への入学を認め、入学通知書を改めて送付いたします。

市川市教育委員会
学校教育部義務教育企画課
電 話 047-704-0070